

新潟県条例第25号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 （第1条関係）		別表第2 （第1条関係）	
高等学校の名称	位 置	高等学校の名称	位 置
(略)		(略)	
新潟県立巻総合高等学校	新 潟 市	新潟県立巻総合高等学校	新 潟 市
(略)		新潟県立西川竹園高等学校	新 潟 市
(略)		(略)	
新潟県立羽茂高等学校	佐 渡 市	新潟県立羽茂高等学校	佐 渡 市
(略)		新潟県立相川高等学校	佐 渡 市
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。